

広島県農業会議第1回常任会議員会議 議事録

1. 開催日時 平成22年4月16日(金) 午後1時30分から3時

2. 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3. 出席会議員(20人)

1番	渡辺 眞作	2番	梶原 安行	3番	佐々木信幸
4番	林 武彦	5番	重光 照久	6番	近広 多郎
7番	榎原 勝正	8番	大元 活男	9番	石田 文雄
10番	中谷 憲登	11番	中原 照雄	12番	福本 正彦
13番	卜部百合子	14番	小泉 俊雄	15番	高橋 敬明
16番	山口 泰治	17番	安井 裕典	18番	滝口 季彦
19番	中村 雅宏	20番	山崎 逸郎		

4. 欠席会議員(0人)

5. 第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問委について

6. (1)平成22年度県農業関係施策と予算について

(2)平成22年度全国農業委員会会長大会のスケジュールについて

(3)平成21年度農地転用諮問状況について

7. 県及び市町農業委員会職員

農林水産総務課経営改革推進G	企画担当監	高橋 元
農業経営課	課長	河原 直司
〃	事業調整監	坂田 賢三
〃	主任専門員	橋本 義彦
〃	専門員	渡邊 史子
広島市農業委員会	主事	新田 哲也
呉市農業委員会	係長	上原 二郎
三原市農業委員会	次長	北山 静美

福山農業委員会	事務局長	河野 孝好
〃	次長	平田 純雄
三次農業委員会	主任	渡辺 英俊
庄原農業委員会	主任	岸 泰弘
東広島農業委員会	局長補佐	井上 玲子
〃	主任	平沢 成典
廿日市市農業委員会	主任	二宮 理
安芸高田市農業委員会	主任	安田 勝明
安芸太田町農業委員会	書記	瀬川 義博
世羅町農業委員会	係長	中島 誠治

8. 農業会議事務局職員

事務局長	木原 政弘
次長	小林 修二
農地相談員	江上 正一
主任	龍尾 満弘
主任	平山 太郎

9. 議事内容

事務局	ただ今から、平成22年度第1回常任会議員会議を開会いたします。開会にあたり、会長が御挨拶を申し上げます。
会長	(あいさつ)
事務局	ここで、今年度最初の常任会議員会議にあたり、主管課であります県農業経営課の●●課長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきます。
●●	(あいさつ)

課 長

事務局

ありがとうございました。

常任会議員に異動がございましたので、ご報告いたします。

3月31日より欠員となっておりました全国農業協同組合連合会 広島県本部より、4月9日付けで同連合会より推薦のあった、同連合会県本部長である、●●氏が常任会議員となりました。

ここで、●●会議員からご挨拶をいただきます。

●●

(あいさつ)

会議員

事務局

本年4月から新たに、農地法及び農振法に係る知事権限の移譲を受けられました世羅町農業委員会から、ご出席いただいておりますので、自己紹介をお願いします。

世羅町
農業委
員会

(自己紹介)

事務局

ありがとうございました。

県の人事異動により農業経営課に異動がございました。

自己紹介をお願いします。

農業経
営課

(自己紹介)

(●●) (●●)

事務局

最後に、広島県農業会議の人事異動につきましては、異動がございましたので紹介いたします。

(自己紹介)(●●次長)(●●農地相談員)

事務局

なお、平成22年度の農業会議事務局職員の事務分掌につきましては、事務分担表をお手元に配布しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

今年度もよろしく願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。

会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。会長よろしく願います。

議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数 20人、うち 本日の出席は20人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。議事録署名者を、私の方から指名いたします。

8番●●会議員、15番●●会議員に、お願いいたします。

よろしく願います。

審議に入ります前に、今回から、審議事項についての、採決方法の変更について、ご報告させていただきます。

当常任会議員会議における諮問案件の審議につきましては、今まで「簡易表決」による採決方法を採用しておりましたが、改正農地法等の施行を契機に、会議員の賛否の意思を、採決に適切に反映させ、審議の透明性を高めるため、今月から、広島県農業会議会議規則第11条の「採決の方法」に従い、採決を「挙手」による方法に変更させていただきます。

これらの主旨について、ご理解のうえ、皆様方のご協力をお願いしま

す。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局 (議案4ページから13ページにより諮問概要説明)

議長 ただ今の、説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、廿日市市農業委員会からお願いします。

廿日市市農業委員会 廿日市市農業委員会です。

資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。1番の案件について説明します。●●氏によります、駐車場への転用事案です。

申請人の●●氏は廿日市市の兼業農家です。この度、駐車場として申請地を転用し、運送業者に貸し付けようとするものです。申請地は、廿日市市●●支所から東へ6kmに位置する県道●●号線に面した第2種農地です。事業規模から見て適切な面積であり、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれもないと、認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議長 以上で、説明が終わりました。ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて24件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 ご質問がないので、採決に入ります。 第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会議員 (挙手) 【挙手の数の確認】

議長 賛成総員でございますので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

つづいて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いします。

三原市 三原市農業委員会です。

農業委 資料1の2ページ及び、資料3の2ページをご覧ください。

員会 3番から4番の案件について、同一案件のため一括して説明します。

(株)●●による養鯉場への転用事案です。(株)●●は三原市●●町に本店を置き、錦鯉の養殖業を営む会社です。この度、事業拡大にともない、錦鯉の飼育に必要な養魚池が不足しており、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●町の中央部に位置し、●●地区として昭和60年度から61年度にかけて実施された、ほ場整備推進特別事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、既存の養鯉場からも近く、面積を確保できることから申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第35条第3号「水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て、適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じ

るおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

福山市
農業委
員会

福山市農業委員会です。

資料1の3ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

1番から3番につきましては、同一案件ですので、一括してご説明します。(株)●●によります、建売住宅用地への転用事案です。

(株)●●は、福山市●●町に本社を置く不動産業者です。

この度、定住促進を図るため、市街化区域に隣接し、需要の見込まれる本申請地に、建売住宅を建築して販売しようとするものです。

申請地は、●●市役所から北へ約7km、JR福塩線●●駅から西へ約2kmに位置し、県道●●●●●線に接する第2種農地です。なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

次に、資料1の3ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

5番と6番については、同一案件ですので一括して説明致します。

(株)●●によります、建売住宅用地への転用事案です。

(株)●●は、福山市●●町に本社を置く不動産業者です。この度、定住促進を図るため、市街化区域に隣接し、需要の見込まれる本申請地に、建売住宅を建築して販売しようとするものです。

申請地は、●●市役所から北へ約5km、国道●●号線に近接する第2種農地です。なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。以上、説明した2件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

庄原市
農業委
員会

庄原市農業委員会です。

資料1の4ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

1番の案件について説明させていただきます。

(株)●●によります、現場仮設事務所・駐車場への一時転用事案です。申請人は、新潟市に本社を置く建設業者です。この度、尾道・松江自動車道●●トンネル建設に伴い、平成24年3月31日までの間、現場仮設事務

所および駐車場として一時転用しようとするものです。転用後は、農地として復元する予定です。

申請地は、●●地区として昭和60年度から平成4年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された農振農用地区域内の第1種農地です。工事現場に隣接しており、他に適地がないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第1条の18第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためにおこなうものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」として、農振農業地区域内農地の不許可の例外に該当します。

続きまして、2番の案件について、説明させていただきます。

資料1の4ページ及び資料3の6ページをご覧ください。●●氏によります宅地拡張への転用事案です。申請人の●●氏は、庄原市内で農業を営んでいます。この度、駐車場、車庫、物干し場及び物置を設置するため、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として、昭和63年度から平成4年度にかけて実施された地区再編農業構造改善事業により整備された第1種農地です。

申請者の自宅に隣接する土地はすべて第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく自宅に隣接した本申請地を選定したものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上(業務上)必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、3番の案件について説明させていただきます。資料1の4ページ及び資料3の7ページをご覧ください。(株)●●によります、駐車場への転用事案です。申請人は、庄原市内に本社を置く製造業者です。この度、従業員用の駐車場がなく、工場敷地内に駐車しているため、搬入搬出の大型トラックの出入りに苦慮しており、申請地を従業員の駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●地区として昭和53年度から56年度にかけて実施された農業基盤整備事業により整備された第1種農地で

す。工場に隣接しており、他に適地がないことから、やむなく本申請地を選定したものです。本件の転用面積は、既存施設用地の面積の2分の1を超えるものではないため、農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、4番の案件について説明させていただきます。

資料1の4ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

(株)●●によります、土砂仮置場への一時転用事案です。

申請人は、庄原市内に本社を置く建設業者です。この度、尾道・松江自動車道●●●橋下部工事に伴い、平成22年12月31日までの間、土砂仮置場として、一時転用しようとするものです。転用後は、農地として復元する予定です。申請地は、●●市役所●●支所の西4kmにある農振農用地区域内の第2種農地です。工事現場に隣接しており、他に適地がないことから、やむなく本申請地を選定したものです。本件は、農地法施行令第1条の18第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためにおこなうものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

以上4件は、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島市農業委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の9ページをご覧ください。2番と3番の案件は同一案件ですので一括して説明します。●●(株)によります、残土処分場への一時転用事案です。●●(株)は、東広島市に本店を置く建設業者です。

この度、申請地を残土処分地として、3年間一時転用しようとするものです。なお、転用後は農地に復元することとしています。

申請地は、東広島市●●支所の南東3.3kmに位置する、第2種農地で農振農用地区域内農地です。

本件は、農地法施行令第18条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためにおこなうものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として、農振農用地区域内の不許可の例外に該当します。

いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。なお、土砂埋立行為許可については、担当部局から許可見込との判断を得ています。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の7ページ及び資料3の10ページをご覧ください。1番の案件について説明します。●●氏によります宅地拡張への転用案件です。●●氏は、広島市●●に居住しています。

申請地は、●●地区として平成16年度から平成20年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。この度、所有する実家の宅地を拡張し、庭敷として利用する為申請地を転用しようとするものです。

本件は、農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

安芸太
田町農
業委員

安芸太田町農業委員会です。

資料1の8ページ及び資料3の11ページをご覧ください。1番から3番については同一案件ですので一括して説明します。(株)●●によりま

会

す、工事用作業用地に係る一時転用事案です。(株)●●は、安芸太田町に本社を置く土木建設業者です。

この度、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の橋梁撤去工事に伴い、工事用作業用地が必要となったため、申請地を平成23年3月31日までの一時転用しようとするものです。なお、工事完了後は、農地に復元します。申請地は、安芸太田町役場●●支所から北東へ約4kmの所に位置する農振農用地区域内の第2種農地です。

本件は、農地法施行令第18条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためにおこなうものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法5条の規定に基づき三原市農業委員会と庄原市農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、3月6日に、●●常任議員、●●常任議員、●●議員を調査員とし、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。その調査報告を、●●常任議員、●●常任議員さんからそれぞれお願いいたします。まず、●●議員さんからお願いします。

●●
会議員

大和町の案件につきまして、平成22年4月6日火曜日の午前10時30分に三原市市役所●●支所へ集合致しました。

調査員としまして、私と●●世羅町農業委員会会長の2人が実施を致しました。立会人としましては、三原市農業委員会の地元担当農業委員さんと事務局職員として、局長、次長の2人に立会いを頂きました。また、広島県農業会議事務局職員の3人に立会して頂きました。

調査案件ですが、養鯉場への転用案件として、所有権の移転と賃借権

設定の2通りに伴う5条関係です。所在地は三原市●●町●●、地目として田、3筆です。面積は6,964㎡、申請人は、(株)●●の代表取締役●●です。

地権者は、●●外1名です。転用の計画といたしましては、養鯉場の養鯉池を10区画作るということです。調査の理由として、養鯉場への転用の妥当性。調査方法は、まず、三原市農業委員会より三原市●●支所におきまして、まず概要説明を受けた後、現地調査を実施しました。

調査の結果ですが、申請地の状況は、三原市役所●●支所から東へ約1kmに位置し、四方を県道●●線に沿って流れる●●川、宅地及び農地に囲まれた土地で、●●地区として昭和60年度～61年度にかけて実施されたほ場整備推進特別事業により整備された第1種農地です。

転用する理由ですが、申請人は、三原市●●町に本店を置き、錦鯉の養殖業を営む日本有数の規模を持つ大きな会社です。この度、事業拡大に伴い、養魚池が不足しており、錦鯉の飼育に必要な水量と水深を確保するため、畦畔部分にコンクリート擁壁を設置し養鯉場として使用する目的で、本申請に及んだものであります。

申請地の選定理由として、申請地の近接地に転用事業者の養鯉場がたくさん存在し、転用事業者及び親族の所有する土地もなく周辺で代替地もないので、やむを得ず現在の養鯉場に近い本申請地を選定したものです。内訳として、2筆4,178㎡は賃借権、1筆2,786㎡は所有権移転となっております。転用の妥当性としては、本申請地は第1種農地ではありませんが、立地条件からみて事業規模を拡大するため、申請地を取得して養鯉場に転用しようとするものであり、転用理由、土地選定とも妥当と認められます。

他法令の状況ですが、平成22年2月に農振農用地区域からはすでに除外済です。余談であります。当養鯉場は●●町内に約30%の養魚場を持っております。そして、国内と発展途上国の富裕層を対象として年商約●●円弱の売り上げがあるそうです。また、地元の方々をたくさん雇用して経営され、地元からも歓迎されているということです。私達が心配しておりました用水関係ですが、地元はほとんどため池スタイルの農業でして、

地下水をくみ上げることによる水利用で農家には影響がないということでした。近隣の農地への漏水で農業に支障をきたすのではないかと心配しましたがコンクリート擁壁で囲むのであり、漏水することはないということで、過去から現在の所で近隣の所から苦情が出たことはないということですの
で付け加えておきます。 以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、●●会議員さんお願いします。

●●
会議員

平成22年4月6日、午後1時半に、調査員として●●世羅町農業委員会会長さん、私、立会人として地元農業委員会の会長、事務局職員、広島県農業会議職員、庄原市の市役所の会議室にてこの案件の概要の説明を受けました。この案件の内容は、庄原市●●町で、田で2筆でありまして、面積が1,537と2,037㎡の合計3,574の農地です。

先程説明があったように、昭和53年度から56年度にかけてほ場整備された第1種農地です。この度、その農地を●●が所有権移転して、駐車場にするという転用目的でこういう申請ができました。この田んぼの形状は、●●川から面して集落道があり、北側で川から3筆あるほ場です。そのうちの
上から2筆が1,537㎡と2,037㎡という田んぼの形状になっています。

その内で、ほとんど第1種農地であります。収量的には大変劣るのではないかと
いう感じで見させて頂きました。ちょうど、山の北側になるので日照時間も短い
のではということで、我々が現地調査した時には、ほとんど田んぼの1/3がイノシシの運動場になつて
るような状態でありまして、耕作されるのは大変苦慮されていた現状が見受けられました。

3筆あるうちの1筆は残るのですが、その1筆も実際に現地調査した時には1,000㎡位の農地の中へパイプハウスでハウスが造られ、野菜の苗か花の苗か分かりませんが、部分的に利用されている状態で、これも転用に出るのではないかと
いう印象でした。

周りも雑草で覆われているような状態です。転用は致し方ないのではないかと
感触を受けました。そういうことで、周辺の農地に対しても悪影響

は生じるおそれもないと見させて頂きました。

他法令によりまして平成21年の12月に農振から除外されておるということで、転用は妥当であると感じました。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて60件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 ご質問がないので、採決に入ります。第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会議員 (挙手) 【挙手の数の確認】

議長 賛成総員でございますので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。

それでは、協議事項に移ります。

本日も協議いただきますのは「常任会議員会議運営要領の改正について」でございます。事務局よりご説明いたします。

事務局 (資料5により説明)

議長 それでは、ただいま事務局より説明いたしました常任会議の運営要領について、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言なし)

議長　　ご質問がないので、「常任会議員会議運営要領」についてはただ今の案の通りに改正することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会議員　　（挙手） 【挙手の数の確認】

議長　　賛成総員でございますので、「常任会議員会議運営要領」は、案の通りに改正いたします。

それでは、続きまして報告事項に移ります。

まず、「平成22年度の県農業関係施策と予算について」を、県農林水産局農林水産総務課の●●企画担当監さんから、ご説明いただきます。

●●　　（資料6により説明）

議長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

●●　　一応、行動計画は22年が最終年ということで、今度は23年度からまた新たな行動計画という名前になるかは別にして、始まっていくということで、これからどんな形で作られていくのか日程とか中身とかスケジュール的にどうされていくのか教えて頂きたい。

●●　　これまでの行動計画、先程も簡単に触れましたけれども、大きな柱立ての部分の実績と言いますか、そういったとりまとめをいたしまして、どこに課題があるかということまでとりまとめを行いました。

基本的なその課題に対してどういった方向にするかということがこれからありますが、販売戦略というようなことが、今の行動計画では、検討もしましたが、なかなか難しいことであったと、そこをどうするかということがございます。林業の方も何にしても、どういった消費があつてどういった生産

をするかというようなその方向性を考えないといけないなということです。

知事が替わりまして、スピード感を持ってというようなことが職員にもあります。それから、来年度の予算となりますと11月や12月というのがひとつの区切りになろうかと思えます。そうしますと、ある程度大きな方向付けをいたしまして、県の中なり、みなさんに協議をさせて頂くのも時間がないのかなど、夏頃には、中間取りまとめをやって、それから11月、12月に向けて最終の仕上げをしていかないといけないなと思っています。現行動計画の時には、私の記憶では1年半位の準備期間があったのではないかと思うのですが、知事も替わり、今の予定でいくと9ヶ月でタイトな期間になると思えますが夏に中間取りまとめ、秋、予算の時期に最終取りまとめで頑張りたいと思います。

議 長 県におかれては、大変厳しい財政事情の中で、担い手対策や農業・農村の活性化対策などに、積極的に施策を展開していこうとされております。

我々、農業委員会系統組織としても、十分対応しなければならない、と思えます。 ●●さん、本日は、お忙しい中ありがとうございました。

続きまして、「平成22年度全国農業委員会会長大会スケジュールについて」事務局から報告いたします。

事務局 (資料7にて報告)

議 長 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、ご説明させていただきました会長大会につきましては、各常任会議員のご出席をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次に、「平成21年度農地転用諮問状況について」事務局から報告いた

します。

事務局 (資料8にて報告)

議長 次に、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局 (次回テーマ「改正農地法の本格施行に向けた、農業委員会の取り組み状況と、課題について」を提案する)

議長 次回テーマについて、皆様のご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 質疑が無いようでございますので、来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いいたします。

(発言なし)

議長 次回の常任会議員会議は、5月18日 火曜日 午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたしますので、ご出席についてよろしく願いします。これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の方々には、大変ご苦労さまでした。

【終了】

